

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6－4(3) 福祉施設等の火災防止対策にむけて

小規模福祉施設等の防火対策にむけて、スプリンクラー設置の助成や施設管理者へ是正指導を行うなど、防火管理体制の強化に努めること。

（回答）

小規模な福祉施設等の火災防止については、消防法に基づき、各市町村消防が立入検査等により施設管理者等に対して是正指導を行っています。

また、グループホームにおける最近の火災事例を受けて、スプリンクラー設備等の設置基準の見直しを行うため、平成 25 年 12 月 27 日に消防法施行令が改正されたところです。

大阪府としては、利用者の安全確保に向け、消防機関や関係部局とも連携し適切に対応してまいります。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 消防保安課

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6－4(3) 福祉施設等の火災防止対策にむけて

小規模福祉施設等の防火対策にむけて、スプリンクラー設置の助成や施設管理者へ是正指導を行うなど、防火管理体制の強化に努めること。

（回答）

地域密着型の小規模福祉施設等の防火対策については、平成21年度から国の交付金を活用した「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」により、スプリンクラー設備等の設置を進めているところです。

また、市町村においては小規模福祉施設等の訪問調査を行い、スプリンクラー設置の対処方針について確認を行うなど、防火管理体制の強化に努めております。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課